

資料 1 - 1

7 消安第 7427 号
令和 8 年 3 月 25 日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、
農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項について
は、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明
らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

ランピースキン病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令
第 235 号）第 1 条の表に規定すること及びランピースキン病を家畜伝染病予防
法第 62 条第 1 項の疾病の種類として指定する等の政令（令和 7 年政令第 256
号）を廃止することについて
（概要は別紙のとおり）



(別紙)

ランピースキン病の家畜の種類を家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 1 条の表に規定すること及びランピースキン病を家畜伝染病予防法第 62 条第 1 項の疾病の種類として指定する等の政令（令和 7 年政令第 256 号）を廃止することについて（案）

1 経緯

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 62 条では、監視伝染病以外の家畜の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、まん延防止等の法の一部の規定を準用することができることとなっている。ランピースキン病については、令和 6 年、我が国で初めて発生が確認され、法的強制力をもって十分な防疫対策を実施できなかったことが感染拡大の一因とされたことから、法第 62 条第 1 項に基づく政令において、ランピースキン病を指定し、令和 7 年 7 月 28 日から 1 年間、家畜伝染病と同程度のまん延防止措置を講ずることとしたところ。
- (2) 我が国における同病の発生は令和 7 年 1 月に一旦終息しているが、令和 6 年に我が国に侵入したウイルス株は従来株よりも伝播力が強いものであったこと、イタリア、フランス等の世界的な流行の継続等を踏まえ、同病が再度発生した場合には継続して殺処分命令や緊急ワクチン接種等のまん延防止措置を実施できる体制の構築が必要である。
- (3) このため、法を改正し同病を法の家畜伝染病に追加することを予定している。

2 制定の内容

法改正に伴い、ランピースキン病が法第 2 条の家畜伝染病に位置付けられ家畜の種類（牛）が規定されることから、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 1 条を改正し、ランピースキン病の家畜の種類（水牛）を規定するもの。あわせて、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和 7 年政令第 256 号）を廃止するもの。

(※1) ランピースキン病 (lumpy skin disease, LSD) は、ランピースキン病ウイルスを原因とする牛・水牛の病気。汚染された飼料・水・器具

等により感染し、蚊、サシバエ、マダニ等の吸血昆虫を介して機械的伝播により感染が拡大していくと考えられている。感染した牛は、おおむね自然に治癒するものの、全身の皮膚の結節や水腫、発熱等の症状を呈し、乳量の減少・肉質の悪化等、生産性に影響を及ぼすなど、家畜の生産又は健康の維持にとって重大な影響を及ぼす。

ランピースキン病ウイルスについては、国際獣疫事務局（WOAH）の陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアルにおいて「人への感染性はない」とされている。また、WOAHが公表している Technical Disease Card 及び Frequently asked questions においても、ランピースキン病ウイルスは人獣共通感染症ではないと明記されている。畜産物も食用上安全。

(※2)「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、牛等の口蹄疫、伝達性海綿状脳症（TSE。牛に発症するものはBSEという。）等、病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの。

ランピースキン病の家畜伝染病への追加

- ランピースキン病は、皮膚病変に加え乳量低下や生乳の出荷停止により、特に酪農に深刻な経済的被害をもたらす。
- 令和6年11月、国内で初めて発生。法的強制力のある防疫対策が行えず、従来より感染力を増した変異ウイルスにより感染が拡大。これを踏まえ、家畜伝染病予防法に基づき時限的な政令を制定（動物の種類：牛・水牛）。
- 新たな発生は確認されていないものの、海外で発生が継続しているため、家伝法上の家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築。

ランピースキン病発生の経過

- 令和6年11月に、福岡県で国内で初めての発生を確認
- 従来より感染力が強いウイルスに変異しており、感染が拡大

福岡県19事例、熊本県3事例
計22事例、230頭発症

[発症牛の後肢]

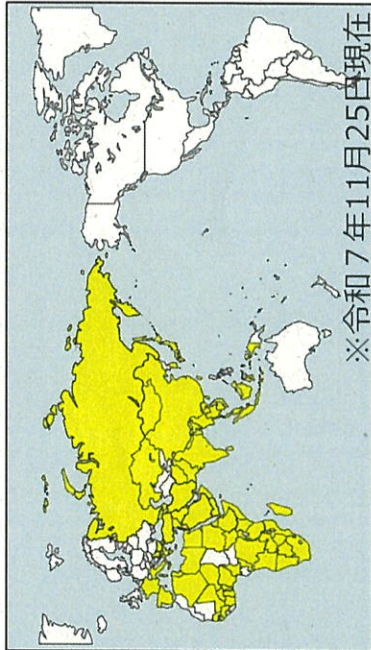


ランピースキン病対策の課題

- 海外で発生が継続し、国内での発生・まん延リスクは依然として高い
- 法的強制力のある防疫対策が行えるよう、政令制定（有効期間1年限り）

※動物の種類：牛・水牛

[ランピースキン病の発生報告]



※令和7年11月25日現在

家畜伝染病への追加

- ランピースキン病を家畜伝染病に追加し、継続して法的強制力のある防疫対策を実施できる体制を構築

新たに義務付けられる主な対応

新たに

- ✓ 発症牛の隔離及び殺処分
 - ✓ 緊急ワクチン接種
 - ✓ 畜舎等の消毒
 - ✓ 移動制限
- 等を義務付け

注：殺処分した牛や移動制限時の損失に対しては法に基づき支援

＜参照条文＞

○ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾患ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾患の種類	家畜の種類
一 牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
二 牛肺疫	牛
三 口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚
四 流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
五 狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六 水疱性口内炎	牛、馬、豚
七 リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
八 炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚
九 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十 プルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚
十一 結核	牛、山羊
十二 ヨーネ病	牛、めん羊、山羊
十三 ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛、馬
十四 アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛
十五 伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
十六 鼻疽	馬
十七 馬伝染性貧血	馬
十八 アフリカ馬疫	馬
十九 小反芻獣疫	めん羊、山羊
二十 豚熱	豚
二十一 アフリカ豚熱	豚
二十二 豚水疱病	豚
二十三 家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
二十四 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十五 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら

二十六	ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うずら
二十七	家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うずら
二十八	腐蝕病	蜜蜂

2 (略)

3 (略)

(監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用)

第六十二条 家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

2 (略)

○家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 政令第 235 号）（抄）

（政令で定めるその他の家畜）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	水牛、鹿
口蹄疫	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	水牛、鹿、いのしし
水疱性口内炎	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	水牛、鹿
炭疽	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ症	水牛、鹿、いのしし
結核	水牛、鹿
ヨーネ病	水牛、鹿
ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
伝達性海綿状脳症	水牛、鹿
小反芻獣疫	鹿
豚熱	いのしし
アフリカ豚熱	いのしし
豚水疱病	いのしし
家きんコレラ	七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥

低病原性鳥インフルエンザ	きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	七面鳥
家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	七面鳥

○ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和七年政令第二百五十六号）（抄）

（家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類指定等）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十二条第一項の動物及び疾病の種類並びに地域を次のとおり指定する。

- 一 動物の種類 牛及び水牛
- 二 疾病の種類 ランピースキン病
- 三 地域 全国の区域

（家畜伝染病予防法の準用）

第二条 ランピースキン病については、法第五条（第三項を除く。）、第六条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条から第二十条まで、第二十一条（第五項を除く。）、第二十二條、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条から第三十五条まで、第四章（第三十六条の二、第四十四条第三項並びに第四十六条第二項及び第三項を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十二条の三から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条（第二項を除く。）、第五十九条、第六十条、第六十条の三並びに第六十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条の二第一項	政令で定める家畜	牛又は水牛
第十三条の見出し、 第十七条の見出し及 び第二十九条の見出 し	患畜等	ランピースキン病患畜等
第十三条第一項	患畜又は疑似患畜	ランピースキン病にかかっている牛若しくは水牛（以下「ランピースキン病患畜」という。）又はランピースキン病にかかっている疑いがある牛若しくは水牛（以下「ランピースキン病疑似患畜」という。）
第十三条第三項、第 十四条第一項及び第 六十条の三	患畜又は疑似患畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第十四条第三項、第 二十五条第一項、第	患畜若しくは疑似患畜	ランピースキン病患畜若しくはランピースキン病疑似患畜

第二十七条及び第五十九条		
第十四条第三項	患畜となるおそれがある家畜（疑似患畜を除く。）	ランピースキン病患畜となるおそれがある家畜（ランピースキン病疑似患畜を除く。）
第十七条第一項及び第二十一条第一項	次に掲げる家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第十八条	患畜、疑似患畜又は指定家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
	前三条	第十七条
第二十条及び第五十八条第一項第三号	疑似患畜	ランピースキン病疑似患畜
第二十一条第一項ただし書	政令で定める場合	家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「施行令」という。）第六条第一号及び第二号に掲げる場合に準じて農林水産省令で定める場合
第二十三条第一項ただし書	家きんサルモネラ症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他	ランピースキン病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある
第二十五条第一項ただし書	家きんサルモネラ症に係るものその他農林水産省令	農林水産省令
第二十六条第一項	まん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この章において同じ。）	まん延
第二十八条の二第二項	まん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ	まん延

	又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。)	
第二十九条	患畜、疑似患畜及び指定家畜	ランピースキン病患畜及びランピースキン病疑似患畜
第三十四条の二第一項	飼養衛生管理基準が	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準が
	第十二条の三第二項第三号	同条第二項第三号
第三十四条の三	第十二条の四第一項	家畜伝染病予防法第十二条の四第一項
第三十六条第一項第二号	次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病	ランピースキン病
第五十八条第一項第一号	患畜（次号に該当するものを除く。）にあつては、患畜	ランピースキン病患畜にあつては、ランピースキン病患畜
	政令で定める額を	施行令第九条に規定する額のうち牛又は水牛に係るものを
	政令で定める額と	同条に規定する額のうち牛又は水牛に係るものと
第五十八条第三項	前二項	第一項
第六十条第二項	政令で定めるものに相当する額	施行令第十条に規定する額に準じて農林水産省令で定める額

附 則 （略）